平成２９年（フ）第３０５号
東京都足立区栗原２丁目20―９　カルタス21西新井205
破産者　佐々木希吉
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３号
東京都練馬区豊玉南３丁目24―18　国産自動車交通㈱内
破産者　佐久間　実
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５１号
東京都練馬区石神井町４丁目13―14―103
破産者　大野　彩美（旧姓足立）
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５２号
東京都練馬区田柄２丁目１―18―101、住民票上の住所栃木県那須塩原市四区町743―77
破産者　和田　豊
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６１号
東京都板橋区赤塚６丁目５―35―105
破産者　おくやまさきちこと　小宮山幸吉
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８号
千葉県市川市田尻５丁目15―13　ヴィラ21 102
破産者　眞石　忍
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０７号
東京都杉並区和田２丁目32―３
破産者　加藤稜威男
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０８号
東京都羽村市神明台３丁目32―１―501
破産者　大谷　晃広
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４１５号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目５番６号
破産者　花田智太郎
１　決定年月日　平成29年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
仙台市若林区南小泉２丁目６番11号　ハバードリーム二番館103
破産者　渥美　通
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４５号
仙台市宮城野区平成２丁目６番10号　フィレンツェⅡ―201、従前の住所仙台市宮城野区福田町４丁目９―22　メゾンドール福田町407
破産者　齊藤絵理子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
福島県白河市上ノ原２番地53
破産者　越後　篤
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
茨城県那珂郡東海村村松2804―４　特別養護老人ホーム常陸東海園、開始決定時及び住民票上の住所茨城県高萩市大字上手綱1472番地の１
破産者　細谷　幹夫
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４８号
茨城県土浦市烏山１丁目393番地175、前住所茨城県土浦市中1323番地８
破産者　川村　康則
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６３号
群馬県前橋市西片貝町５丁目５番地11　ニュー東コーポ　101号
破産者　山口　剛
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５２号
新潟県長岡市草生津２丁目６番33号
破産者　鈴木嘉津雄
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
長野県下伊那郡高森町牛牧2236番地
破産者　小木曽美智子
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３２９号
岐阜県美濃市109番地４　ベルメゾンＡ　203号室
破産者　河合　光廣
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４５号
岐阜市加納新町102番地
破産者　小林　伸久
１　決定年月日　平成29年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所